

# 矢作川水源基金をご存じですか

矢作川水源基金は、刈谷市を含む矢作川流域内の10市町と愛知県で設立されました。植林や山林の保全活動を通して、災害に強い大地づくりときれいな水づくりに努めるとともに、流域住民への啓発を行っています。

矢作川水源基金へのご理解とご協力をお願いします。

☎ 矢作川水源基金事務局 (☎0564-23-2645)

はじめ、虐待など、子どもの人権に関わる悩みごと、心配ことなどの相談に応じます。

## 子どもの人権110番強化週間



**定** 18組(先着順)  
**申** 8月15日(木)から9月6日(金)までに、電話(0564・58・0246・平日10時～16時)で愛知県司法書士会西三河支部へ。

※法律相談は140万円以下の民事紛争のみ  
 岡崎シビックセンター  
 土地や建物の相続、遺言、贈与、成年後見などに関することや高齢者の消費者被害に関すること、供託手続き、訴訟書類の作成に関する相談ができます(1組40分以内)。  
 ※法律相談は140万円以下の民事紛争のみ

## 司法書士による高齢者のための相談会

～後見、相続、遺言～

**時** 9月8日(日) 10時～15時  
 岡崎シビックセンター

秘密は固く守られますので、1人で悩まず、お気軽にご相談ください。

## 西三河都市計画案を見ることが出来ます(縦覧)

**時** 8月19日(月)～9月2日(月) まちづくり推進課  
**場** 生産緑地地区  
**内** この案に意見のある人は、9月2日(月)までに意見書を提出できます。

**問** まちづくり推進課 (☎62・1022)  
**今月の市税の納期**  
**税目** 市県民税(2期)、国民健康保険税(2期)  
**納期限** 9月2日(月)  
 納税には、便利で安全な口座振替制度をご利用ください。  
**問** 納税課(☎62・1007)

**時** 8月29日(木)～9月4日(水) 8時30分～19時(土日は10時～17時)  
 ※強化週間以外は、平日8時30分～17時15分  
**相談専用電話**  
 ☎0120・007・110  
**問** 名古屋法務局人権擁護部 (☎052・952・8111)

10月1日(火)から、予約受付期間・方法を変更します。  
**変更前** 利用日の3か月前の月の初日から利用日の前日まで  
**変更後** 利用日の1年前の月の初日から利用日の前日まで  
**予約受付** FAX(36・0333)または直接、北部生涯学習センターへ。  
 ※予約案内システムによる予約は、利用日の3か月前から可  
**問** 生涯学習課 (☎62・1036)

11月1日(火)から、予約受付期間・方法を変更します。  
**変更前** 利用日の3か月前の月の初日から利用日の前日まで  
**変更後** 利用日の1年前の月の初日から利用日の前日まで  
**予約受付** FAX(36・0333)または直接、北部生涯学習センターへ。  
 ※予約案内システムによる予約は、利用日の3か月前から可  
**問** 生涯学習課 (☎62・1036)

## あいちエイファウト訓練

**時** 9月1日(日) 12時から約1分間  
**場** 県内全域(自宅など)  
**内** 時報などを合図にその場で自ら「しせいをひくくあたまをまもり じっとする」の基本行動を行います。  
**申** 8月31日(木)までに、団体または代表者の郵便番号、氏名(ニックネーム推奨)または企業名、訓練実施日、参加人数を県HPまたはFAX(052・954・6911)で県災害対策課へ。  
**問** 県災害対策課 (☎052・954・6149)

## 北部生涯学習センター 多目的ホールの予約受付期間・方法の変更

10月1日(火)から、予約受付期間・方法を変更します。  
**変更前** 利用日の3か月前の月の初日から利用日の前日まで  
**変更後** 利用日の1年前の月の初日から利用日の前日まで  
**予約受付** FAX(36・0333)または直接、北部生涯学習センターへ。  
 ※予約案内システムによる予約は、利用日の3か月前から可  
**問** 生涯学習課 (☎62・1036)

10月1日(火)から、予約受付期間・方法を変更します。  
**変更前** 利用日の3か月前の月の初日から利用日の前日まで  
**変更後** 利用日の1年前の月の初日から利用日の前日まで  
**予約受付** FAX(36・0333)または直接、北部生涯学習センターへ。  
 ※予約案内システムによる予約は、利用日の3か月前から可  
**問** 生涯学習課 (☎62・1036)

# 市税の納期内納付にご協力ください

税金は、その定められた納期限までに納めなければならない、多くの市民の皆さんには、納期限までの納税にご協力いただいています。しかし、一部には納税できにもかかわらず、滞納を続けている人がいます。滞納になった税金をそのまま放置しておくことは、納期限内に納めた人との公平性が保てないため、差押えなど処分を適正に行い、滞納の解消および防止に努めています。また、納期限までに税金を完納されない場合、その翌日から税額に応じた延滞金も徴収します。



**納期限内に相談を**  
 特別な事情で納期限までにどうしても納税ができない場合は、そのままにせず、すぐに納税課へ。  
 税務相談室

**◆インターネット公売**  
 市税の滞納処分として、滞納者から差し押さえた財産をインターネットの官公庁オークションで公売します。市HPから手続きをお願いします。  
**申込期間** 8月16日(金)13時～9月4日(水)23時  
**入札期間** 9月10日(火)13時～12日(木)23時  
**対** 原則20歳以上  
**他** 入札には公売保証金(見積額額の10%程度)が必要(落札者以外には返還)  
 ※滞納市税の納付があった場合などは公売を中止する場合があります。



▲公売する財産